

# 優遇制度 「安全・安心サポートパック」 のご案内



公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

## 【主な事業別連絡先】

事業名	電話番号	FAX番号	担当課
耐震化総合相談窓口	03-5989-1470	03-5989-1548	まちづくり推進課
緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援	03-5989-1457		
耐震診断改修評定	03-5989-1523		耐震改修評定室
住宅瑕疵担保責任保険等	03-5989-1648	03-5989-1697	住宅保険課
建築確認・適合証明(フラット35)	03-5989-1835	03-5989-1843	確認検査課
住宅性能評価・長期優良住宅(技術的審査)	03-5989-1938		建築性能課
構造計算適合性判定	03-5989-1850	03-5989-1879	総合調整課
建築材料試験	03-3471-2691	03-3471-1290	建築材料試験所

## 「安全・安心サポートパック」の優遇内容

区分 (A) の事業を利用し、区分 (B) の事業を併用されますと、それぞれの優遇が受けられます。

(※単独では優遇は受けられません)

優遇制度をご利用の場合は、申込当初にセットでお申し込みください。途中からの制度利用はできません。

詳細については、担当課にお問い合わせください。

	区分 (A)		区分 (B)		
	事業名	優遇率	事業名	優遇率	
① 建築確認		区分 (B) の事業の優遇が受けられます	住宅性能評価 (戸建)	20%	
			住宅性能評価 (共同住宅等)	30%~	
			長期優良住宅 (技術的審査)	10%	
			住宅瑕疵担保責任保険 (まもりすまい保険)	☆1	
			建築材料試験	15% (注2)	
② 適合証明 (フラット35)		50%~75%	住宅性能評価 (戸建)	20%	
			住宅性能評価 (共同住宅等)	30%~	
			長期優良住宅 (技術的審査)	10%	
			住宅瑕疵担保責任保険 (まもりすまい保険)	☆1	
			建築材料試験	15% (注2)	
③ 住宅性能評価		戸建 20% 共同 30%~	適合証明 (フラット35)	50%~75%	
			長期優良住宅 (技術的審査)	70% (注1)	
			東京都優良マンション登録表示制度	10%	
			住宅瑕疵担保責任保険 (まもりすまい保険)	☆1	
			建築材料試験	15% (注2)	
			構造適合性判定	☆2	
④ 長期優良住宅 (技術的審査)		10%	適合証明 (フラット35)	50%	
			(注1)	住宅性能評価 (戸建)	20%
			70%	住宅性能評価 (共同住宅等)	30%~
			10%	住宅瑕疵担保責任保険 (まもりすまい保険)	☆1
			10%	建築材料試験	15% (注2)
			10%	構造計算適合性判定	☆2
⑤ 東京都優良マンション登録表示制度		5%	適合証明 (フラット35)	25%~75%	
			10%	住宅性能評価 (共同住宅等)	30%~
			5%	建築材料試験	15% (注2)
⑥ 住宅瑕疵担保責任保険 (まもりすまい保険) ☆1		区分 (B) の事業の優遇が受けられます	適合証明 (フラット35)	50%	
			住宅性能評価 (戸建)	20%	
			住宅性能評価 (共同住宅等)	30%~	
			長期優良住宅 (技術的審査)	10%	
			建築材料試験	15% (注2)	
⑦ 建築材料試験		15% (注2)	適合証明 (フラット35)	50%	
			15% (注3)	耐震診断改修評定	5%
⑧ 耐震診断改修評定		5%	適合証明 (フラット35)	10%	
			5%	建築材料試験	15% (注3)
⑨ 構造計算適合性判定 ☆2		区分 (B) の事業の優遇が受けられます	適合証明 (フラット35)	10%	
			住宅性能評価 (共同住宅等)	30%~	
			長期優良住宅 (技術的審査)	10%	
			建築材料試験	10% (注2)	

※ ☆1の事業は、住宅保証機構株式会社 (保険法人) により、料金が定められているため、優遇措置はありません。

※ ☆2の事業は、東京都 (都道府県) により、料金が定められているため、優遇措置はありません。

※ 住宅性能評価 (戸建・共同住宅共通) は、設計評価及び建設評価の両方を受けた場合の優遇率です。設計評価のみの場合は、優遇率が異なります。

注1 戸建住宅は、一律5,000円 (税抜き) となります。

注2 当該現場で一括受注する場合に限り適用します。

注3 耐震診断改修評定と併用する建築材料試験の優遇率 (15%) については、耐震診断改修評定受注後にコア試験が発生し、材料試験として受けた場合に限り適用されます。

★ 「木造住宅密集地域」の整備地域での優遇は、上表とは別に実施しています。

★ 上記以外でも、各事業の料金表により割引優遇制度がありますので、担当課にお問い合わせください。